

陸前高田都市計画地区計画の決定（陸前高田市決定）

都市計画今泉地区地区計画を次のように決定する。

名 称	今泉地区地区計画
位 置	陸前高田市気仙町字三本松、字荒川、字丑沢、字中井、字中ヶ谷、字川口、字内野、字町、字垂井ヶ沢、字町裏、字愛宕下、字小淵及び字的場の各一部（別紙図面のとおり。）
面 積	約 58.7 h a
地区計画の目標	<p>本市は、東日本大震災による津波で甚大な被害を受けた。このため、本市では、陸前高田市震災復興計画に基づき、復興まちづくりの基本方向と重点目標を掲げ、早期復興に向けて全力で取り組んでいる。</p> <p>今泉地区では、今泉地区被災市街地復興土地区画整理事業を推進し、コンパクトな市街地の形成を図るとともに、調和のとれた魅力あるまちなみ形成をめざす。</p>
区域の整備、開発及び保全に関する方針	<p>土地利用に関する方針</p> <p>適切な土地利用の誘導や規制を図り、安全・安心かつ調和のとれた市街地を形成していく。</p> <p>被災市街地復興土地区画整理事業によって、津波による浸水被害を免れるよう地盤をかさ上げするとともに、高台部には住宅地を造成し、安全で快適な市街地の形成を図る。かさ上げ部の中心部には、賑わいの核となるまちなみを形成することで早期復興を先導していく。</p>
	<p>建築物等の規制・誘導の方針</p> <p>商業系エリアは、「商工業地区」とし、地元の製造業を生かしながら、商店や住宅と調和のとれた賑わいのあるまちづくりを進める。</p> <p>地区内の「かさ上げ部」（「商工業地区」及び「かさ上げ住宅地区」）は、造成宅地の安全性確保の観点から、造成した地盤面の高さを維持することとする。</p> <p>また、「かさ上げ部」と「高台住宅地区」を合わせた地域（今泉地区）について、安全・安心の観点から、震災時に倒壊の危険のあるブロック製やコンクリート製の塀を設けないこととする。</p>

地区 整理 備 計 画	地区 の 区 分 及 び 面 積	今泉地区 (約 58.7ha)		
		かさ上げ部 (約 31.1ha)		高台住宅地区 (約 27.6ha)
		商工業地区 (約 1.8ha)	かさ上げ住宅地区 (約 29.3ha)	
	建築物 等 の 用 途 の 制 限	次に掲げる用途の建築物は、建築してはならない。 (1) 原動機を使用する工場で作業所の床面積の合計が 300 m ² を超える自動車整備工場 (2) 建築基準法 (昭和 25 年法律第 201 号) 別表第 2 (ち) 項第 2 号に掲げる建築物 (3) 建築基準法別表第 2 (り) 項第 4 号に掲げる建築物	—	—
	建築物 等 の 形 態 又 は 意 匠 の 制 限	(1) 造成宅地の安全性を確保するため、宅地の地盤面の高さを下げてはならない。ただし、宅地の出入口、庭等の造作のための土壌の入替え等の軽易な変更又は一時的な変更及び敷地の形状や構造上、やむを得ないものについては、この限りでない。 (2) 井戸の設置並びに法令に適合した地下室及び車庫の設置については、制限しない。		
	垣 又 は 柵 の 構 造 の 制 限	(1) 道路、公園及び広場に面した敷地境界には、ブロック製又はコンクリート製の塀を設けてはならない。ただし、宅地の地盤面からの高さが 60cm 以下の塀及び敷地の形状や構造上でやむを得ないものについては、この限りでない。 (2) 門柱、門扉等を設置しようとする場合は、安全に配慮するとともに、周辺環境に配慮した意匠とするよう努めること。		
そ の 他	(1) 道路や隣地との境界上に、塀等の工作物等を設置しようとする場合は、生垣、木柵その他網状で透過性の高いフェンス等を設置するよう努めること。 (2) 法面も含めた住宅の敷地には、植樹、植栽及び花壇の設置等を行い、自然とのふれあいや共生に配慮するように努めること。			

区域は、計画図に表示のとおり。

理由

今泉地区土地区画整理事業により整備する市街地について、適切な土地利用規制と誘導により、住民生活の安全・安心を確保するとともに、調和のとれた魅力あるまちなみ形成をめざし、本案のとおり決定するものである。